

裏面白紙

内閣閣甲第六〇號

昭和二十年三月二日

内閣書記官長

書記官長

法制局長官殿	樞密院書記官長殿
賞勳局總裁殿	會計院院長殿
情報局總裁殿	行政裁判所長官殿
技術院總裁殿	貴族院書記官長殿
中央航空研究所長殿	衆議院書記官長殿
統計局局長官殿	高等法院檢察所長官殿
	横須賀佐世保兩捕獲所長官殿
	横須賀佐世保兩捕獲所長官殿

(各道)

書記官

時局ニ對應スル各廳行政ノ簡素強化ニ關スル件

標記ノ件本日別紙ノ通閣議決定相成候ニ付テハ本決定ニ則リ貴廳ニ關
スル方策至急提出相成度命ニ依リ通牒ニ及ビ候
追テ右方策提出ノ際ハ其ノ寫五部送付相成度

一三二

裏面白紙

時局ニ對處スル各廳行政ノ簡素強化ニ關スル件

昭和廿年參月貳日
閣議決定

各廳行政ヲ簡素強化ニ實行スルハ時局緊迫ノ情勢ニ鑑ミ特ニ緊要ナル
ヲ以テ此ノ際各廳ハ速ニ自ラ進ンテ決戦ニ即應スル如ク機構ノ簡素化、
機能ノ強化等具体的方策ヲ樹立シ迅速果斷之ヲ實踐ニ移スコト
右ニ關スル方策ハ成案ヲ得次第内閣ニ協議スルコト